別表第２（第６条関係）

第４条第１項第２号に規定する移住に向けた活動

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | | 補助金の額 | |
| 区分 | 内容 | 申請時の住所地 | 補助上限額 |
| 交通費 | 越前市までの往復交通費（ただし、一回の往復交通費が、補助上限額未満の場合は、実費） | 下記以外の都道県（福井県を除く。） | ３０，０００円 |
| 群馬県、新潟県、鳥取県 | ２８，０００円 |
| 香川県 | ２６，０００円 |
| 静岡県、岡山県 | ２４，０００円 |
| 長野県 | ２２，０００円 |
| 和歌山県 | ２０，０００円 |
| 三重県 | １６，０００円 |
| 大阪府、兵庫県 | １４，０００円 |
| 富山県、愛知県、奈良県、岐阜県、滋賀県、京都府 | １２，０００円 |
| 石川県 | ８，０００円 |